

●香川県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年4月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市吉岡町字三野境987番4 地先から	前	10.2~10.2	23	道路維持修繕工事 による側溝設置
観音寺市吉岡町字三野境987番4 地先まで	後	10.5~10.5	23	